（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第九条の六　法第二十二条の八第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　変更に係る前条第一項第三号から第十一号までに掲げる事項

四　［略］

［２・３　略］

（廃止措置終了確認証）

第九条の十の二　原子力規制委員会は、原子力規制検査により、廃止措置の結果が前条各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、廃止措置終了確認証を交付する。

（旧加工事業者等に係る廃止措置対象施設の維持等）

第九条の十三　法第二十二条の九第四項の原子力規制委員会規則で定める場合（法第十六条の四及び第十六条の五の規定の適用に係る場合に限る。）は、廃止措置対象施設に性能維持施設が存在する場合とする。

２　前項の場合において、法第十六条の四本文の規定は、性能維持施設に限り、適用されるものとする。

３　第一項の場合において、定期事業者検査は、性能維持施設について、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めて行うものとする。

［各号を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

（電磁的記録媒体による手続）

第十一条　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。別記様式第二において同じ。）及び別記様式第二の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

一　［略］

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第九条の六　法第二十二条の八第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一・二　同上］

三　変更に係る前条第一項第三号から第八号までに掲げる事項

四　［同上］

［２・３　同上］

［条を加える。］

（旧加工事業者等に係る廃止措置対象施設についての施設定期検査を要する場合）

第九条の十三　法第二十二条の九第四項の原子力規制委員会規則で定める場合は、同条第二項の認可を受けた廃止措置計画に係る廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在する場合（加工設備本体を通常の方法により操作した後に核燃料物質が回収されることなく滞留している場合を除く。）とする。

［項を加える。］

２　前項の場合においては、施設定期検査は、次の各号に掲げる施設のうち、核燃料物質の取扱い又は貯蔵に係るものについて行うものとする。

一　貯蔵施設

二　廃棄施設

三　放射線管理施設

四　非常用設備

第十一条から第十四条まで　削除

（身分を示す証明書）

第十五条　法第二十二条第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第二によるものとし、法第二十二条の六第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、別記様式第三によるものとし、法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、別記様式第四によるものとする。

（人の出入り等の管理が行われている区域）

第十六条　令別表第二の五の項の原子力規制委員会規則で定める区域は、第一条第二項第二号に規定する管理区域とする。

（電磁的記録媒体による手続）

第十七条　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び別記様式第五の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

一　［同上］